国立大学法人京都大学契約事務取扱規則新旧対照表

改 正 前 改 正 後

(前 略)

(不正行為等の報告)

第5条 経理責任者は、競争に参加する者(以下「競争参加者」という。)又は契約の相手方が次の各号の一に該当した場合は、財務担当理事に報告するものとする。

(1)~(4) (略)

(5) 業者である個人、業者の役員又はその使用人が、<u>刑法(明治40年法律第45号)第96条の3に規定する</u>談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(6)~(14) (略)

(後略)

(不正行為等の報告)

第5条 経理責任者は、競争に参加する者(以下「競争参加者」という。)又は契約の相手方が次の各号の一に該当した場合は、財務担当理事に報告するものとする。

(1)~(4) (同 左)

(5) 業者である個人、業者の役員又はその使用人 が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕さ れ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(6)~(14) (同 左)

附則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。